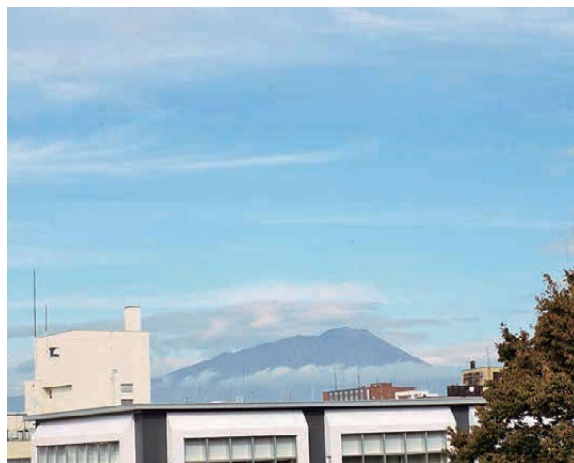


第Ⅴ章 次世代に継承する景観をめざして

— 総合的な景観政策の展開 —

Ⅴ－１ 都市計画制度等の活用

本計画では、市域全域を景観計画区域とし、景観形成地域として、市街地景観地域、田園・丘陵景観地域及び山地景観地域の地域類型を行ない、さらに景観形成重点地域として、盛岡城跡公園二の丸及び開運橋からの岩手山眺望などをはじめとする眺望景観保全地域や河川景観保全地域、歴史景観地域などの地域設定を行なっています。また、今後、景観上重要な地区として、景観形成促進地区の指定等、総合的な景観政策を進めていきます。本計画に示した良好な景観の形成の実現の実効性をさらに高め、また、高層建築物の増加に対する住宅地景観の保全、町家などの歴史景観の保全、各地域の景観特性が活かされた景観の形成、景観への影響が大きい屋外広告物などに対する景観対策など、盛岡固有の景観を守り、創り、育てるため、市民の合意形成を図りながら、「景観地区」、「高度地区」、「地区計画」等の都市計画制度等を活用していきます。



まち並みに相応しい建築物の高さが求められている

V-2 市民起点による景観からのまちづくり

景観は、価値観の多様性からなるものであり、良好な景観の形成は、市民共通の理解のもとに育まれます。これからの景観からのまちづくりは、「市民とともに考え、市民とともに歩む～盛岡方式」を継承した市民起点による取組みが重要となっています。

地域の景観に関わる課題は行政主導のみで解決出来るものではなく、地域の発意による景観からのまちづくりに対する支援など、市民協働の仕組みづくりが重要となっています。具体的には、地域からの景観計画提案制度や景観に関する協定などがありますが、これらの制度を推進する地元組織への情報提供や活動への技術支援等に努めていきます。

V-3 景観意識向上への啓発活動の推進

「まちづくりは、人づくり」であると言われております。これまでの、都市景観シンポジウムの開催や都市景観賞の表彰を継続し、拡充するとともに、町内会やその他の地域活動団体と行政との協働により、それぞれの地域の実情に合った、より極めの細かい啓発事業を行い、地域の景観を大切にする意識の浸透に努めていきます。

また、各教育機関と連携し、景観に関する学習を学校教育や生涯学習の分野で推進し、将来世代に対する景観意識の向上と現役世代の景観にかかわる地域貢献の方策を検討し、推進していきます。



V-4 景観計画の検証と見直しや拡充

本計画については、実効性の評価と本市の将来的課題や社会状況の変化などに適切に対応するため、策定から概ね10年を目途に内容の検証を行い、見直しや拡充を行うこととしています。

今回の景観計画の変更は、策定当初の基本的な方針を尊重しながら、従前の玉山区建築景観ガイドラインに従い玉山地域における景観形成の基準を補完、また、各地で設置が進む再生可能エネルギー事業から、特に当市の景観に影響がある風力発電設備と太陽光発電設備について基準を整備するなど、より拡充した内容としています。

なお、この期間内においても、景観計画の充実を図るため、景観形成促進地区の指定等については、地域住民との合意形成を図りながら取り進めていきます。